

## 公営企業型地方独立行政法人に対する設立団体からの財政措置の分類

	法第85条に基づくもの	法第42条に基づくもの
積算基礎はあるが 基本的に渡し切りのもの	運営費負担金(TYPE1)	運営費交付金
補助対象事業ごとに精算を行うことが想定されるもの	運営費負担金(TYPE2) (例)借入金の元利償還金に対する運営費負担金	補助金等
設立団体が100%費用を負担すべき施設の建設費に充てられるもの	特定施設費(85条1項1号該当施設)	